

相続税・贈与税・事業承継税制 改正のポイント

2
全4回シリーズ

前回は、遺産にかかる基礎控除額の引下げ、最高税率の引上げ等について説明しましたが、いずれも増税となる改正でした。今回はこれがある程度カバーする減税となる項目について取り上げます。

改正3 未成年者控除、障害者控除額の引上げ

未成年者控除
相続財産を取得した法定相続人が未成年者である場合には、20歳に達するまでの年数1年につき6万円を税額から控除する制度です。これが平成27年1月1日以後の相続より10万円に引き上げられます。

未成年者控除
相続財産を取得した法定相続人が未成年者である場合には、20歳に達するまでの年数1年につき6万円を税額から控除する制度です。これが平成27年1月1日以後の相続より10万円に引き上げられます。

障害者控除
相続財産を取得した法定相続人が障害者である場合には、85歳に達するまでの年数1年につき6万円（特別障害者は12万円）を税額から控除する制度です。これが平成27年1月1日以後の相続より10万円（特別障害者は20万円）に引き上げられます。

障害者控除
相続財産を取得した法定相続人が障害者である場合には、85歳に達するまでの年数1年につき6万円（特別障害者は12万円）を税額から控除する制度です。これが平成27年1月1日以後の相続より10万円（特別障害者は20万円）に引き上げられます。

改正4 小規模宅地等の減額特例の改正

この制度は、土地の評価において居住用、事業用宅地についてそのまま課税対象とした場合、相続人の生存権・生活権または営業権が脅かされる恐れがあるため、一定の面積について本来の評価額から一定割合を減額する制度です。今回の改正は基礎控除額の引き下げの緩和策として行われたものです。

この制度は、土地の評価において居住用、事業用宅地についてそのまま課税対象とした場合、相続人の生存権・生活権または営業権が脅かされる恐れがあるため、一定の面積について本来の評価額から一定割合を減額する制度です。今回の改正は基礎控除額の引き下げの緩和策として行われたものです。



1 特定居住用宅地等（以下居住用宅地等と略す。）の限度面積の拡大

改正前（平成26年12月31日まで）限度面積 240㎡（減額割合80%）

改正後（平成27年1月1日以降）限度面積 330㎡（減額割合80%）

2 居住用と事業用の宅地等を選択する場合の適用面積の拡大

改正前平成26年12月31日までは、居住用宅地等240㎡、事業用宅地等400㎡を限度面積とするが、更に合計400㎡という制限あり。（合計640㎡とは出来ない。）

改正後平成27年1月1日以降）居住用宅地等330㎡、事業用宅地等400㎡を限度面積とし、単純に合計730㎡まで適用可能（※貸付事業用宅地等について特例の適用を受けない場合）

3 居住用宅地等の適用要件の緩和

二世帯住宅の場合

平成25年12月31日までは、亡くなられた方と親族が居住するいわゆる二世帯住宅の敷地について、建物の内部で二世帯の居住スペースがつながっていない場合には建物の一部しか亡くなられた方の居住用とはみなさず、そのため敷地についても面積按分してこの特例が適用されていません。改正後は、つながっていない場合でも建物全体を亡くなられた方の居住用としてその敷地全体に特例の適用が出来ることとされました。（この改正は平成26年1月1日以後の相続

に適用されます。）
亡くなられた方が老人ホーム等に同居していた場合

平成25年12月31日までは、その老人ホーム等に入居以前に居住していたが、亡くなられた時において空き家となっていた家屋の敷地は、その老人ホームに終身利用権を取得して入居していれば、生活の本拠が老人ホームにあるとの判断から、この特例を使うことが出来ませんでした。改正後は、次の要件を満たせばこの特例が適用されます。（この改正は平成26年1月1日以後の相続に適用されます。）
①亡くなった方の介護が必要のため入所したものであること
②空き家となった家屋は貸付等の用途に供されていないこと



著者
平川 裕二
タス 須田

出身 新潟県小千谷市
資格 新編中小企業診断士
税理士・中小企業診断士
事務所名 須田幸英税理士事務所
〒959-2012
阿賀野市天神堂352番地2
TEL 0255-063-9782
URL <http://sudazerisi.com/>